

# 第4次三島市地域福祉計画・ 第4次三島市地域福祉活動計画

基本  
理念

「人と人、人と地域が福祉でつながり  
地域力の発展へとつなげていくまち」

概要版



三島市・三島市社会福祉協議会  
令和3年3月

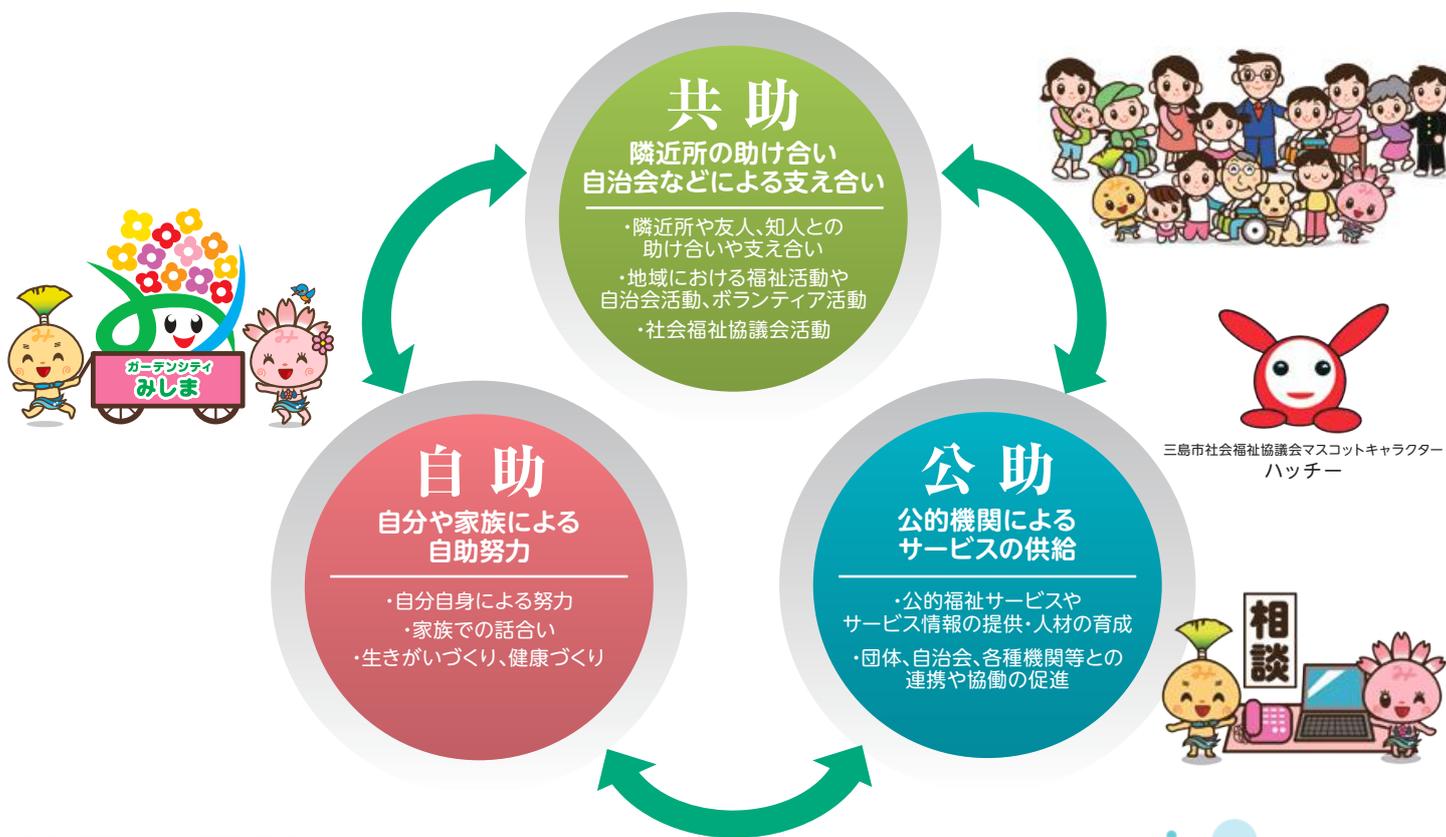


## 地域福祉とは

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるよう、人と人がつながり、支え合い、助け合うための取組です。

地域福祉には、自分や家族が日頃から緊急時に向けて備えたり、健康づくりや自立意識、主体的な社会参加意識をもつ「自助」。隣近所同士で挨拶を交わしたり、気遣ったりする関係性づくりや自治会などの地域の活動に関わるなど地域における助け合いと支え合いによる「共助」。市や県、国などの公的機関によるサービスの供給体制の構築からなる「公助」。この3つがそれぞれバランスよく連動して福祉が巡っていくことが重要です。

そして、困ったときに助け合う「顔の見える関係づくり」と、お互いを認め合い支え合う「地域共生社会」の実現を目指し、市民、地域、行政が協力・連携して推進する取組を意味しています。



## 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5か年計画とし、3年目に事業の進捗状況を確認することで、弾力的な対応を図ります。

### 【計画の期間】

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
<b>第4次計画</b> (令和3年度～令和7年度)					<b>第5次計画</b> (令和8年度～令和12年度)				
		進捗確認		見直し			進捗確認		見直し

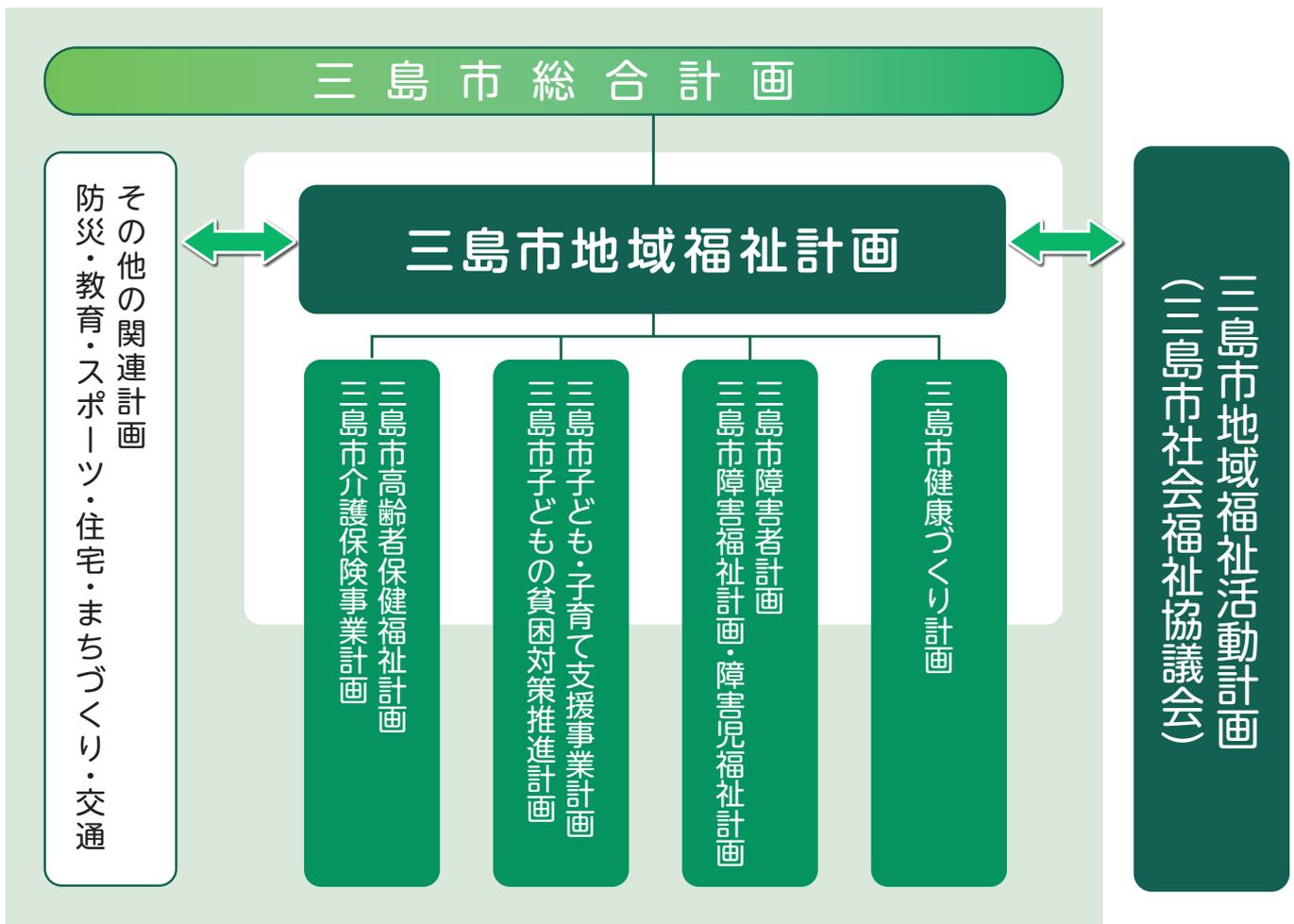


## 計画の位置づけ

本計画は、「三島市総合計画」を上位計画としてその整合性を図るとともに、高齢者、障がい者、子ども・子育てなどの分野別計画の上位計画として位置づけ、地域生活課題に関連する市の計画との調和を図ります。

また、地域福祉の推進役である社会福祉協議会が、市民や社会福祉協議会の活動及び事業の推進を目的とする団体などとともに取り組むための行動計画として、「三島市地域福祉活動計画」を一体的に策定するものです。

### ■計画の位置づけ



# 本市を取り巻く主な現状と課題

本市では、平成28年度から令和2年度を計画期間とする第3次三島市地域福祉計画・第3次三島市地域福祉活動計画を中心に、地域福祉の推進に取り組んできました。第4次となる本計画を策定するにあたり、本市の現状や課題を把握するため、地域福祉に関わる各種統計データや市民アンケート調査、団体ヒアリング調査、第3次計画の検証などから、三島市の地域福祉における主な現状と課題を整理した結果は次のとおりとなりました。

## 現状と課題の整理

- ① 少子高齢化による人口減少傾向にあり、単独世帯や夫婦のみの世帯が増加傾向にあるなど核家族化が進行しています。
- ② 高齢者の単独世帯の増加や、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳所持者数の増加など、福祉を必要とする地域住民は増加傾向にあります。
- ③ 地域住民等が福祉活動により関心をもって参加するきっかけづくりへの工夫が求められます。
- ④ 緊急時にも対応できるよう、日頃からの住民同士の交流機会と防災意識の向上促進が重要視されています。
- ⑤ バリアフリー<sup>※1</sup>化をはじめ道路や交通手段の整備など、誰もが安心して暮らせる、活動しやすい環境の整備が求められます。
- ⑥ 地域と福祉をつなぎ、地域間連携を推進するコーディネーターなどの人材確保・育成支援に対する仕組みづくりの推進と工夫が求められています。
- ⑦ 地域活動団体の高齢化や担い手不足、地域コミュニティ<sup>※2</sup>の希薄化などから、地域活動団体等による地域や世代を超えた活発な取組が進められる環境づくりが求められます。
- ⑧ 複合的な問題を抱えているひとり親家庭や生活困窮家庭、外国人家庭など、制度の狭間にいる家庭の現状把握をはじめとした適切な対応が求められます。
- ⑨ 地域、活動団体、関係機関、行政などが連携・協働して地域福祉を推進する体制づくりが今後さらに重要になります。

※1 バリアフリー：障がいのある人が社会生活をしていく上で物理的、心理的となる障壁（バリア）を除去する考え方。

※2 地域コミュニティ：地域の活力向上や課題解決を図るなど、住みよい地域社会の構築を共通目的として、住民の自主的な参加と協力によって構成された集まりのこと。

# 計画の方向性

## 基本理念

「人と人、人と地域が福祉でつながり  
地域力の発展へとつなげていくまち」

## 地域共生社会の実現



本市は、三嶋大社をはじめ伝統と文化が息づく歴史あるまちです。そのため、地域住民の愛着度は高く、まちづくりに積極的に関わる人も少なくありません。

一方で、人口減少、少子高齢化、核家族化が進行する中、地域コミュニティの希薄化が懸念されています。また、新幹線通勤者の居住地域として、今後も単身者や子育て世代などの核家族のさらなる流入が見込まれることなどから、新しい住民と以前から暮らしている住民とが交流できる機会づくりが、地域福祉の推進において必要と考えています。

住民からは、地域におけるコミュニケーションの機会が減ってきたという声があるほか、災害時や緊急時に地域で助け合いができる関係性が築けているか不安を感じている人がいること、引っ越してきたばかりの子育て家庭や障がいのある人とその家庭、高齢者のみの家庭などが地域になじめず孤立してしまうなど、潜在化して見えにくい身近な問題に対して、地域ごとに取り組む必要性が高まってきています。

地域福祉の推進にあたっては、これまで育まれてきた地域力をこれからも維持していくとともに、ネットワークを強化するなど新たな取組による地域力の発展を目指し、本市における地域共生社会の実現に努めます。

そのために、地域住民がより主体的に地域や福祉に関わる意識と関心を高め、地域で活動する団体などが交流する機会を増やし、住民一人ひとりが「我が事」として地域の課題に対して「丸ごと」支援していく関係性づくりを進めていくとともに、多様で複合的な福祉課題に対応するため、さまざまな制度やサービスなどを総合的・包括的に提供できる体制づくりを強化していきます。

以上のことから、本計画における基本理念を新たに「人と人、人と地域が福祉でつながり地域力の発展へとつなげていくまち」と定めます。



# 第4次地域福祉計画

# 施策の体系図

★重点方針

基本理念

基本目標

基本方針

人と人、人と地域が福祉でつながり

地域力の発展へとつなげていくまち

**①**  
地域福祉づくりへの主体的な市民参加

- 1 ★スマート市役所における福祉情報提供の推進
- 2 地域福祉への理解と関心を深める取組の推進
- 3 地域活動やボランティア活動への支援
- 4 住民の生きがいづくりと健康づくりの促進

**②**  
地域における活発な福祉ネットワークの構築

- 1 ★“つなげる”機会づくりと人材発掘・育成支援の拡充
- 2 支え合いと見守りによる安全・安心な地域づくりの推進
- 3 災害等に備えた地域体制づくりの推進
- 4 犯罪や交通事故から住民を守る活動の推進

**③**  
総合的で包括的な支援体制の整備

- 1 ★連携強化による総合的かつ包括的な相談支援体制の充実
- 2 安心して暮らせる生活環境の整備



## 施策

- (1) 福祉制度やサービスの周知
- (2) 多様な手段を活用した情報提供の充実
- (3) 情報のバリアフリー化の推進

- (1) 地域福祉計画の周知
- (2) 福祉教育を学ぶ機会の提供
- (3) 差別や偏見の解消と暴力・虐待の防止

- (1) 市民と取り組む活動への支援
- (2) 地域で取り組まれている活動への支援
- (3) 既存団体への助成

- (1) 「スマートウエルネスみしま」の推進
- (2) 地域で行う健康づくり
- (3) スポーツを通じた生きがいや健康づくり
- (4) 高齢者等の生きがいや社会参加の支援

- (1) 横断的な情報共有体制の推進
- (2) 地域でつながる機会の創出と人材の確保

- (1) 養成講座の開催
- (2) 民生委員・児童委員活動の充実
- (3) 子ども、高齢者、障がい者等の見守り

- (1) 配慮が必要な方の迅速な避難支援体制の構築
- (2) 福祉施設との災害時協定の締結
- (3) 防災意識の啓発や自主防災組織への支援
- (4) 感染症対策への体制強化

- (1) 防犯活動の推進
- (2) 子どもの安全確保
- (3) 交通安全の推進

- (1) 全世代型・全対象型包括支援に向けた体制づくり
- (2) 公的相談窓口の充実
- (3) 成年後見制度の利用促進
- (4) 社会福祉協議会との連携体制の充実

- (1) 公共施設のバリアフリー化の推進
- (2) 外出が困難な方への移動手段の確保
- (3) 意思疎通のサポートが必要な方への支援

## 地域福祉づくりへの主体的な市民参加

地域福祉は、市民をはじめ、地域に関わる多くの人や団体が、主体性をもって取り組むことで推進します。

そのために、市民一人ひとりが福祉に関する正しい理解と知識をもち、自立性と主体性をもって地域で暮らし、地域を育む機会に関わりやすくなるような環境づくりに取り組みます。

また、福祉への理解と知識が地域に浸透していくために、正しく活用しやすい情報が市民や地域の活動団体等へ適切に行きわたることと、手に取りやすい媒体の工夫が必要であることを考慮し、これまでの情報発信手段に加えて、SNSをはじめとする新しい媒体を活用した取組を推進します。

### 重点方針

## スマート市役所※における福祉情報提供の推進

### 関連する施策

- (1) 福祉制度やサービスの周知
- (2) 多様な手段を活用した情報提供の充実
- (3) 情報のバリアフリー化の推進

※スマート市役所:先端技術やデジタルデータなどを積極的に活用し、便利で質の高い市民サービスの提供、生産性の高い行政運営、産業の活性化や産官学民が連携したまちづくりなどを推進する市の取組。

## 地域における活発な福祉ネットワークの構築

地域におけるさまざまな課題は、生活様式や社会情勢の変化に伴い複合化していることから、住民同士、住民と地域、地域と行政など、さまざまな“つながり”が強く求められています。

地域課題を解決するために、隣近所同士から、保育園・幼稚園と小学校、中学校間の連携、または市や専門機関との協働に至るまでの分野や範囲を超えた協働・連携による情報共有、課題解決に向けた協議を行うための場づくりや環境づくりに取り組みます。

さらに、福祉分野で専門的な知識や経験のある人が積極的に関われる体制づくりを進め、地域に貢献している人や地域に関わりの深い人がより活動しやすいよう支援します。

### 重点方針

## “つなげる”機会づくりと人材発掘・育成支援の拡充

### 関連する施策

- (1) 横断的な情報共有体制の推進
- (2) 地域でつなげる機会の創出と人材の確保

複合的な問題を抱える人や家庭が地域で増えています。

福祉の分野を横断的に捉え、子ども・子育てや高齢者、障がい者などに関わらず、市の窓口や地域の身近な相談先へ訪れた人に対して、相談内容に応じた親身な対応とともに、関係する庁内担当課や専門機関等へつなげる相談支援体制を整備します。

また、住居や経済支援など、福祉分野を超えたいかなる悩みや不安に対しても、柔軟に対応できる連携体制のさらなる強化に取り組みます。

重点  
方針

## 連携強化による総合的かつ包括的な相談支援体制の充実

## 関連する施策

- (1) 全世代型・全対象型包括支援に向けた体制づくり
- (2) 公的相談窓口の充実
- (3) 成年後見制度の利用促進
- (4) 社会福祉協議会との連携体制の充実

※NPO(エヌ・ピー・オー): Nonprofit Organizationの略で、非営利団体一般のことを指す場合と、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した特定非営利活動法人のみを指す場合がある。

## SDGs (持続可能な開発目標)

SDGs(持続可能な開発目標)とは、「Sustainable Development Goals」の略称で、平成27年9月の国連サミットにおいて採択され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、平成28年から令和12年までの15年間の行動目標です。

17の目標、169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

三島市総合計画における地域福祉の分野では、17の目標の中から「1. 貧困をなくそう」、「3. すべての人に健康と福祉を」、「11. 住み続けられるまちづくりを」、「17. パートナーシップで目標を達成しよう」の4つの目標を関連があるものとして掲げており、本計画においても目標達成に向けた取組を推進します。





# 第4次地域福祉活動計画 施策の体系図

☆★印のある基本方針は、重点方針を示しており、本計画において特に重点的に取り組む内容となっています。

## 基本理念

人と人、人と地域が福祉でつながり  
地域力の発展へとつなげていくまち

## 基本目標

### 基本目標 1 地域福祉づくりへの主体的な市民参加

#### 市の基本方針

- ★1 スマート市役所における福祉情報提供の推進
- 2 地域福祉への理解と関心を深める取組の推進
- 3 地域活動やボランティア活動への支援
- 4 住民の生きがいづくりと健康づくりの促進



#### 市社協の基本方針

- ★1 福祉に関する意識の醸成
- 2 ボランティア活動に参加しやすい環境づくり
- 3 住民一人ひとりが主役の健康づくりと生きがいづくり

## 基本目標

### 基本目標 2 地域における活発な福祉ネットワークの構築

#### 市の基本方針

- ★1 “つなげる” 機会づくりと人材発掘・育成支援の拡充
- 2 支え合いと見守りによる安全・安心な地域づくりの推進
- 3 災害等に備えた地域体制づくりの推進
- 4 犯罪や交通事故から住民を守る活動の推進



#### 市社協の基本方針

- ★1 地域の担い手づくりとネットワークづくり
- 2 地域でつながり暮らしと生きがいをともしる交流づくり
- 3 強くてやさしい安全・安心な地域づくり

## 基本目標

### 基本目標 3 総合的で包括的な支援体制の整備

#### 市の基本方針

- ★1 連携強化による総合的かつ包括的な相談支援体制の充実
- 2 安心して暮らせる生活環境の整備



#### 市社協の基本方針

- ★1 分野を横断した相談体制づくり
- 2 安心して暮らし続けることができる思いやりのあるまちづくり



## 施策

### 福祉教育活動及び広報啓発活動の充実

○学校における福祉教育の実施 ○講師連絡会の開催 ○福祉教育メニューの紹介 ○市民等に向けた福祉啓発の実施 ○心のバリアフリーの推進 ○社協だより「はつらつ」の発行 ○ホームページの運営 ○社会福祉大会の開催 ○地域福祉活動計画の周知

### ボランティア活動の振興

○ボランティア相談 ○ボランティア登録 ○ボランティアコーディネート ○ボランティアグループ等事業費補助 ○三島市ボランティア連絡協議会の運営 ○ボランティア入門講座の開催 ○ボランティア保険窓口業務 ○共同募金運動の展開 ほか

### 健康づくり・生きがいづくりを通じた社会参加促進

○生活支援コーディネーター業務の推進 ○居場所・サロン支援 ○世代間交流の推進 ○介護予防普及啓発事業 ○障がい者スポーツ大会参加者支援

### 地域における互助の振興

○福祉ニーズの把握 ○地域支え合い会議の開催 ○福祉の担い手等の養成 ○法人間連携推進会議の開催 ○課題解決に向けた研究・開発及びモデル事業の実施 ○小地域ネットワーク活動の推進 ○社会貢献に取り組む企業の発掘・支援 ほか

### 交流の機会の創出と充実

○居場所・サロン支援(再掲) ○世代間交流の推進(再掲) ○当事者組織の立ち上げ

### 防災活動の確立と防犯活動の促進

○災害ボランティア本部立ち上げ訓練 ○災害ボランティアコーディネーター活動支援 ○災害ボランティアコーディネーター養成講座 ○三島市老人福祉センター防犯教室 ○社会を明るくする運動の支援 ○更生保護サポートセンター活動の支援 ほか

### 相談体制の充実と権利擁護等に関する事業の推進

○福祉総合相談 ○日常生活自立支援事業の実施 ○法人後見事業の実施 ○成年後見支援センターの運営 ○成年後見制度に関する相談窓口の設置 ○生活福祉資金貸付の実施 ○生活一時扶助金の実施 ○食糧支援の実施 ○歳末見舞金の贈呈 ほか

### 心のバリアフリーの推進

○福祉車両・車いすの貸出し ○学校における福祉教育の実施(再掲) ○市民等に向けた福祉啓発の実施(再掲)

基本目標

1

## 地域福祉づくりへの主体的な市民参加

地域福祉活動を展開していくには、市民一人ひとりが福祉への関心を深め、その必要性を理解するとともに、思いやりの心を育み、その心を行動につなげていけるような仕組みが不可欠です。

そのために、市社協では、地域の福祉力の向上が図られるよう、福祉を身近に学べる環境づくりやボランティア活動等への参加促進などに取り組むとともに、この取組等が市民へ十分にいきわたるよう、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）をはじめとした時代に沿った情報発信にも努め、地域福祉活動の基盤となる住民主体による地域での支え合い、助け合いが育まれる環境を醸成していきます。

基本目標

2

## 地域における活発な福祉ネットワークの構築

地域における課題は、生活様式や社会情勢の変化に伴い複雑化していることから、さまざまな“つながり”が強く求められています。

そのため、市社協では、人と人がつながるよう地域における交流の場や担い手の確保に努めるとともに、住民自らが地域の課題を把握・共有し、その課題を我が事として捉え、解決に向けた取組を考えていく場や機会を創出します。また、併せて地域の課題等に対応した地域の福祉サービスの一層の充実が図られるよう、複数法人が参画するネットワークを構築し、当該参画法人がもつそれぞれの強みを活かすことを通じて、地域の課題等の解決に向けた協働による取組を推進します。

さらに、災害や犯罪などの緊急時への備えとして、個人の意識を高め、地域や市などの規模に応じた連携が的確に行えるよう、日頃から啓発や情報発信に努めるとともに、地域における各種団体や機関等との相互の連携体制の構築を推進します。

基本目標

3

## 総合的で包括的な支援体制の整備

そのため、市社協では、経済的に困窮している人をはじめ、福祉サービスの基準に該当しない、いわゆる「制度の狭間」への対応など、地域で困りごとや悩みごとを抱えている人とその家族に対して、福祉の分野に関わらず総合的な相談に応じるとともに、三島市や専門機関等と連携した包括的な支援体制の整備を推進します。

また、地域で生活する高齢者や障がいのある人などが、気軽に外出等ができ、安心して暮らすことができるよう、心のバリアフリー等の広報・啓発を通して、思いやりのあるまちづくりを推進します。



発行日：令和3年3月

発行：三島市 三島市社会福祉協議会

編集：三島市社会福祉部福祉総務課

〒411-8666 静岡県三島市北田町4-47 055-983-2610

三島市社会福祉協議会

〒411-0841 静岡県三島市南本町20-30 055-972-3221



三島市 地域福祉

検索